

# 石川県公報

平成31年3月26日  
第13192号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

### 告示

○随意契約の相手方等	(医療対策課)	1
○保安林の指定の解除	(森林管理課)	1
○県道の区域の変更	(道路整備課)	2
○県道の供用の開始	(同)	2
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	(同)	2

### 公告

○市町が行う土地改良事業に係る換地処分公告	(農業基盤課)	3
<b>公安委員会</b>		
○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		3

## 告示

### 石川県告示第111号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成31年3月26日

石川県知事 谷本正憲

- 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法  
石川県立高松病院医療情報総合システム 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立高松病院事務局総務課  
かほく市内高松ヤ36
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年9月28日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
北陸コンピュータ・サービス株式会社  
金沢市駅西本町2丁目7番21号
- 随意契約に係る契約金額  
150,822,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特例役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に該当するため

### 石川県告示第112号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成31年3月26日

石川県知事 谷本正憲

- 解除に係る保安林の所在場所  
かほく市白尾ム1の16、1の17

- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

### 石川県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成31年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成31年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
手取川 自転車道線	白山市白山町レ58番1甲地先から	旧	6.42~14.23 52.0	石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市白山町レ52番1地先まで	新	6.42~11.35 52.0	

### 石川県告示第114号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成31年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成31年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
手取川 自転車道線	白山市白山町レ81番2地先から 白山市白山町タ189番1地先まで	平成31年3月29日	石川土木 総合事務所 維持管理課

### 石川県告示第115号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成31年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	鶴来美川インター線	白山市安吉町1386番地先から白山市四ッ屋町3番2地先まで
〃	安吉松任線	白山市安吉町1386番地先から白山市村井町1624番3地先まで
〃	蚊爪森本停車場線	金沢市木越町ト98番1地先から金沢市福久町ホ15番1地先まで

#### 2 指定する期日

平成31年4月1日

#### 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

##### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合

は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

市町が行う土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分を行った旨の届出があった。

平成31年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

換地処分を行った者の名称	地区(工区)名	換地処分年月日
中能登町	春木地区	平成31年3月12日

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第二十号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条の表一般国道四百十五号の項を削り、同表県道鶴来美川インター線の項中「白山市四ツ屋町三番二」を「白山市安吉町千三百八十六番地」に改め、同表県道向栗崎安江町線の項の次に次のように加える。

県道蚊爪森本停車場線	金沢市木越町ト九十八番一から金沢市福久町ホ十五番一まで
県道安吉松任線	白山市安吉町千三百八十六番地から白山市村井町千六百二十四番三まで
県道若部千里浜インター線	羽咋市川原町ヲ九十番一から羽咋市中央町ア百八十五番十まで

第十条の表金沢市道瀧津六号湊二丁目線七号の項の次に次のように加える。

金沢市道瀧津七号湊二丁目線二号	金沢市湊二丁目四十二番二から金沢市湊二丁目四十番地まで
-----------------	-----------------------------

第十条の表野々市市道一級幹線堀内上林線の項の次に次のように加える。

野々市市道一級幹線稲荷線	野々市市稲荷二丁目二百六十七番地から野々市市堀内五丁目二百九十三番地まで
--------------	--------------------------------------

第十条の表に次のように加える。

市道羽咋二百八十六号線	羽咋市川原町ヲ九十番一から羽咋市宇土野町ハ四十一番一まで
-------------	------------------------------

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

